

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年 7月28日（月）

担当課：こども部 こども総務課

件 名：大和市出産費用助成事業の実施について

提出理由：少子化対策として、第3子以降の出産に係る費用の一部を助成する出産費用助成事業を実施するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- 本市では、少子化対策の充実を図るため、一般不妊治療費助成、特定不妊治療費助成、不育症治療費助成を創設し、また妊婦健康診査費用助成の増額等、妊娠から出産までの連続したさまざまな支援策を実施してきた。
- 厚生労働省の発表によると、一人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの数(合計特殊出生率)は、平成24年1.41、平成25年1.43と近年上昇に転じている一方で、実際の出生数は7,431人減少し、過去最低を更新している。
- 本市の平成25年生まれの乳児数は2,162人であり、その内訳は、第1子1,100人(50.9%)、第2子779人(36.0%)第3子以降283人(13.1%)となっている。
- 厚労省によると、全国平均の出産費用(室料差額等分娩費用以外も含む)は、平成22年度47.4万円、23年度47.9万円、24年度48.6万円と上昇傾向にある。さらに、神奈川県における費用は、各年51.9万円、52.6万円、53.4万円で、東京都に次ぎ、全国第2位の高額となっている。
- 一世帯あたりの平均所得金額が減少傾向にある中、子育て世帯にとっては、正常分娩に係る出産費用として、出産した女性が加入している健康保険から支給される出産育児一時金の42万円を充ててもなお、経済的負担が重くのしかかっている。

2. 事業実施の目的

- 平成24年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した出生動向基本調査の結果によると、「理想とする子どもの数」を3人以上と回答した夫婦は40%を超えている。
- しかしながら、実際に3人以上の子どもをもうけている夫婦は20%余りとなっており、子どもを望んでいても経済的側面などから依然として厳しい状況にあるものと考えられる。

- 本市では、県下で唯一、一般不妊治療・特定不妊治療・不育症治療全ての治療費助成を実施してきており、新たに、第3子以降の出産費用の助成も行うことで、妊娠から出産への連続した支援策をさらに拡充し、子どもを産み育てやすい環境の一層の充実を図る。

3. 公費助成の内容

(1) 助成対象者

- 申請時に、以下の条件をすべて満たす夫婦
- ①法律上の婚姻をしている夫婦で、出産および申請の時点で、夫婦共に本市の住民基本台帳に登録されている市民であること。
- ②出産した子どもを含め、夫婦が3人以上の子どもを養育していること。
- ③医療保険法各法による被保険者若しくは被扶養者であること。
- ④夫婦の前年所得（申請が1～5月の場合は前々年）所得の合計額が730万円未満であること。
- ⑤本市の市税等の滞納がないこと。

(2) 助成の内容

- 平成26年10月1日以降に生まれた第3子以降の出産費用を助成する。
- 助成の額は、出産費用から加入している健康保険が助成する出産育児一時金等を控除した額の2分の1(上限5万円)とする。
- 申請期間は、出産日を含む月の月末から6ヶ月以内とする。

4. 必要経費

- 本市における平成25年生まれのうち、第3子以降の出生数をもとに、次のとおり必要経費を見込む。

年度	対象者	助成額	所要額
26年度	6ヶ月 126人	上限5万円	630万円
27年度	年間 252人		1,260万円

5. 事業の周知

- 広報やホームページへの掲載、医療機関でのポスター掲示やチラシ配布により、周知を図る。

経 過

- H22.10 一般不妊治療費助成事業開始
- H23. 4 妊婦健康診査費用助成額の増額
- H23.10 不育症治療費助成事業開始
- H24.10 特定不妊症治療費助成事業開始

今後の予定

- H26. 8 大和市医師会等、関係機関との調整
- H26. 9 補正予算案を上程、事業実施要綱の策定
- H26.10 事業開始